

農業経営収入保険の重要事項説明書

この資料は、全国農業共済組合連合会事業規程における農業経営収入保険に係るポイントをまとめたものです。ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申し込みください。

マークの
ご説明

契約
概要

保険制度の内容をご理解
いただくための事項

注意喚
起情報

ご契約に際して加入者にとって不
利益となる事項等、**特にご注意い
ただきたい事項**

I 契約締結前におけるご確認事項

1

制度の仕組み

契約
概要

農業経営収入保険(以下「収入保険」といいます。)は、農業経営全体を対象とした保険制度です。自然災害による収量減少だけでなく、価格低下も含めた収入減少を補てんします。

2

保険資格者、対象農産物等、補てん限度額の設定方法

① 保険資格者(収入保険に加入できる方)

契約
概要

保険資格者(収入保険に加入できる方)は、青色申告(※1)を行い、次に掲げる全てに該当する農業者です。

●帳簿書類を備え付け、取引を記録し、かつ保存していること。●農業経営に関する計画を作成していること。●類似制度(P6に記載)を利用していないこと。

(※1)「正規の簿記」又は「簡易簿記」による青色申告が該当します。現金主義の特例による青色申告は該当しません。

② 収入保険の対象となる農産物等

契約
概要

保険資格者が栽培又は飼養を行い、販売する農作物、家畜及び農産物(精米・もち・荒茶・仕上茶・梅干し・干し大根・畳表・干し柿・干し芋・乾しいたけ・牛乳等の簡易な加工品を含みます。)が対象となります(※2)。

(※2)肉用牛・肉用子牛・肉豚・鶏卵は収入保険の対象農産物等に含まれません。

③ 収入保険の対象となる農業収入金額

契約
概要

農業収入金額は、次のとおり計算します。

農業収入 金額	=	対象農産物 等販売金額 (※3、4)	+	事業消費 金額	+	期末棚卸 高金額	-	期首棚卸 高金額
------------	---	--------------------------	---	------------	---	-------------	---	-------------

(※3) 次の金額は対象農産物等の販売金額から除きます。

他から仕入れた農産物の販売金額、補助金、作業受託料収入、保険金、簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額 等。

(※4) 雑収入のうち次の金額は対象農産物等の販売金額に含めます。

農産物の精算金、畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金、加工原料乳生産者補給金の数量払、家畜伝染病予防法に基づく手当金、植物防疫法に基づく補償金、J T の葉たばこ災害援助金 等。

④ 補てん限度額^(※5)の設定方法

契約
概要

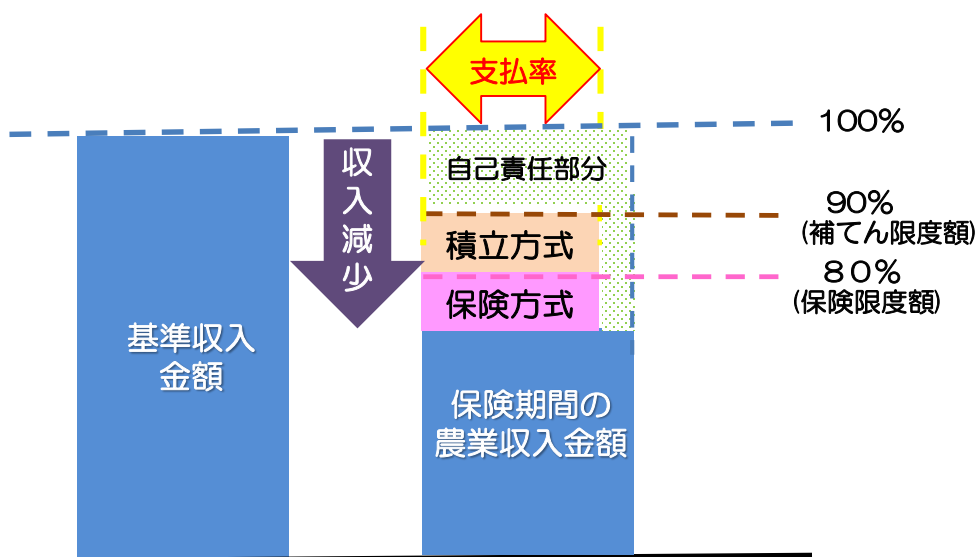
注意喚
起情報

- 保険期間の農業収入金額が基準収入金額の補てん限度額を下回った場合に、下回った額に支払率を乗じて得た金額を補てんします。
- 「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てとまらない積立方式(特約補てん金)」の組合せ^(※6)で設定します。
- 基準収入金額は、加入申請日の属する年・事業年度までの過去の農業収入金額の平均額を基本に、保険期間中に見込まれる農業収入金額（以下「見込農業収入金額」といいます。）を考慮して設定します。^(※7)
- 保険限度額と基準補てん金額及び支払率の設定割合の詳細は、農業共済組合、都道府県連合会、共済事業を行う市町村（以下「農業共済組合等」といいます。）の職員にご確認ください。

(※5) 補てん限度額とは、保険方式の保険限度額と積立方式の基準補てん金額の合計を指します。なお、保険証書及び事業規程上は、「補てん」は「補填」と記載されています。

(※6) 積立方式のみでの加入はできません。

(※7) 見込農業収入金額が過去の農業収入金額の平均額を上回る場合であって、保険資格者が申し出たときは、「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額の調整方法」に基づき、経営面積の伸び率又は過去の農業収入金額による上昇指数を反映して算定した金額を基準収入金額として定めます。



⑤ お支払いする保険金等^(※8)の額

保険金等の計算式は、次のとおりです。

契約
概要

注意喚
起情報

$$\text{保険金} = \left(\text{保険限度額} - \text{保険期間の農業収入金額} \right) \times \text{保険方式の支払率}$$

$$\text{特約補てん金}^{(\text{※9})} = \left(\text{補てん限度額} - \text{保険期間の農業収入金額} \right) \times \text{積立方式の支払率}$$

(※8) 保険金等とは、保険金と特約補てん金の合計を指します。

(※9) 特約補てん金は、補てん対象金額又は被保険者が支払った積立金の額に4を乗じて得た金額のいずれか少ない金額を上限とします。

⑥ 保険金等をお支払いしない主な場合

契約
概要

注意喚
起情報

保険金等をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。

- a.被保険者が、加入申請の際、次に掲げる重要な事実または事項について、悪意または重大な過失によって通知しなかった場合または事実と異なる通知をした場合。
- 加入申請日において既に災害による被害を受けた対象農産物等があること。
 - 保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由があること。
 - 所得税または法人税の申告方法に変更があること。
 - 加入申請において提出する書類の記載事項のうち、次に掲げる事項。
 - ア.「過去における農業収入金額」に関する事項のうち
対象農産物等の種類、保険期間の期首棚卸高および期末棚卸高、販売金額、事業消費金額ならびに経営面積。
 - イ.「農業経営に関する計画」に関する事項のうち
対象農産物等の種類、当該種類ごとの栽培面積または飼養頭羽数等、栽培または飼養の時期および経営面積、
対象農産物等の種類ごとの保険期間の期首棚卸高および期末棚卸高、収穫量または出荷頭羽数、販売金額、事業消費金額ならびにこれらの金額の算定の基礎となる事項。
 - ウ.青色申告書を提出した実績に関する事項。
- b.被保険者が、正当な理由なく次の保険料の支払を遅滞した場合。
- 2回目以降の分割支払保険料。
 - 営農計画の変更等に伴う保険料の増額分。
- c. 被保険者が、Ⅲの1及び2（P 6及び7に記載）に掲げる被保険者の遵守すべき事項を遵守しなかった場合。
- d.被保険者が、通常の農業者の行う農業経営に係る努力や保険事故の発生の防止の義務を怠った場合。
- e.被保険者が、全国農業共済組合連合会(以下「全国連合会」といいます。)による保険事故の発生の防止の指示に従わなかった場合。
- f.被保険者が、事故発生通知を怠り、または悪意もしくは重大な過失によって事実と異なる通知をした場合。
- g.被保険者またはその法定代理人、被保険者と同一の世帯に属する親族または被保険者が雇用する者の故意または重大な過失によって収入減少が生じた場合。
- h.戦争その他の変乱によって収入減少が生じた場合。
- i.被保険者が、植物防疫法(昭和25年法律第151号)の規定に違反した場合。

⑦ 保険期間

契約
概要

注意喚
起情報

収入保険の保険期間は、次のとおりです。

個人	1月1日から12月31日までの1年間
法人	当該法人の事業年度の1年間
連結親法人	当該連結親法人の連結事業年度の1年間

3 保険料等^(※10)の決定の仕組みとお支払方法等

契約
概要

① 保険料等の決定の仕組み

保険料等は、危険段階別の保険料率^(※11)、基準収入金額、補償限度額、支払率等に
応じて異なります。

保険料と事務費には50%、積立金には75%の国庫補助を行います。

実際にご負担いただく保険料等につきましては、専用タブレット端末や「保険料及
び積立金通知書」等でご確認ください。

(※10)保険料等とは、保険料、積立金、事務費の合計を指します。

(※11)危険段階別の保険料率の概要は以下のとおりです。

- 加入1年目は、危険段階区分0の保険料率が適用されます。
- 保険金の受取りがなければ、原則として毎年1段階ずつ下がります。
- 保険金の受取りがあれば、段階は上がりますが、年最大3区分までにとどまります。

危険段階別の保険料率例

(補償限度80%の場合、国庫補助前)

危険段階区分	危険段階別 保険料率(%)
10	5.148
9	3.155
8	3.045
7	2.934
6	2.823
5	2.713
4	2.602
3	2.491
2	2.380
1	2.270
0	2.159
-1	2.048
-2	1.938
-3	1.827
-4	1.716
-5	1.605
-6	1.495
-7	1.384
-8	1.273
-9	1.163
-10	1.080

被保険者負担分の計算式

$$\text{保険料} = \text{保険金額}_{(※12)} \times \text{危険段階別保険料率} \times \frac{1}{2} \quad (\text{被保険者負担50\%})$$

$$\text{積立金} = \text{補てん対象金額} \times \frac{1}{4} \quad (\text{被保険者負担25\%})$$

$$\text{事務費} = \text{加入者割} + \text{保険金額及び補てん対象金額割} + \text{初年度割}$$

(※12)保険金額＝保険限度額×支払率。

② 保険料等のお支払方法等

契約
概要

注意喚
起情報

お支払方法は、次のとおりです。

支払方法	支払回数	支払方法
一括支払	1回	金融機関口座振替
分割支払	2、3、5、9回	金融機関口座振替

③ 保険料等の支払期限の取扱い

注意喚
起情報

保険料等は、「保険料及び積立金通知書」記載の振替日までに入金してください。お支払方法ごとの支払期限は以下のとおりです。支払期限を過ぎても保険料等の支払がないときには、保険金等をお支払いできない場合があります(※13) (※14)。また、事務費や2回目以降の保険料について、支払期限を過ぎても支払がないときには、残り分の保険料、事務費を延滞金とともに請求します。

支払方法	初回保険料支払期限	2回目以降保険料支払期限
一括支払	保険期間開始日の属する月の前月の末日	—
分割支払	保険期間開始日の属する月の前月の末日	各分割支払月の末日

(※13) 保険料の総額を分割回数で除することにより、端数が生じる場合は、第1回目の金額に算入します。

(※14) 事務費は保険期間開始日の属する月の前月の末日までに全額を支払いいただきます。

【ご参考】1月に保険開始した場合の口座振替月

支払回数	口座振替月
一括支払	12月
2回分割支払	12月、8月
3回分割支払	12月、4月、8月
5回分割支払	12月、2月、4月、6月、8月
9回分割支払	12月、1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1 通知義務

注意喚起情報

以下の事項は、農業収入金額の減少の可能性に関する重要な事項(通知事項)ですので、とくに正確に記載してください。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や通知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金等をお支払いできない場合があります。

- 既に災害による被害を受けた対象農産物等があること、その他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由の有無。
- 所得税または法人税の申告方法の変更の有無。

等

2 類似制度

注意喚起情報

以下の類似制度は収入保険と同時に加入することはできません。

- 農作物共済
- 家畜共済(棚卸資産タイプの死廃共済)
- 果樹共済(収穫共済)
- 畑作物共済
- 園芸施設共済(施設内農作物)
- 収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- 野菜価格安定制度(価格低下を補てんする事業)
- 加工原料乳生産者経営安定対策
- いぐさ・量表農家経営所得安定化対策

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務

注意喚起情報

保険期間開始日後に次の項目に変更が生じた場合には、速やかに全国連合会までご連絡ください。なお、変更の結果、保険料等が追加となる場合は全国連合会に書面提出いただいた日の属する月の翌月の末日までに保険料等を精算していただきます(一括支払の場合。分割支払の場合は、別途定める規定によります。)

- 「保険期間の営農計画」に変更がある場合。
例：作付する対象農産物等の種類、栽培面積、見込収穫数量の変更 等
- 過去の青色申告決算書等の内容に変更が生じた場合。

等

次の場合であって包括承継人又は譲受人が被保険者の保険契約の承継を希望する場合は、承継人は農業経営を承継し又は譲り受けた日から2週間以内に、当該承継又は譲受けの事実を確認できる書類を添えて全国連合会に申請していただきます。

- 被保険者が死亡し、又は合併による解散もしくは分割をした場合。
- 被保険者が、当該収入保険の保険契約に係る農業経営の全部を一体として譲渡し、かつ譲渡しに関する契約の内容を書面で明らかにした場合。

等

※事故発生通知及びつなぎ資金について

契約
概要

注意喚
起情報

- ①対象農産物等の種類ごとの農業収入金額が見込農業収入金額の9割を下回ることが見込まれる(1割以上の数量減少が見込まれる)事由(対象農産物等の収穫量もしくは出荷量の減少または品質の低下に関するものに限ります。以下「通知対象事故」といいます。)が生じた場合には、遅滞なく通知対象事故の発生年月日、通知対象事故に係る対象農産物等の種類、通知対象事故の種類、対象農産物等の数量減少の程度、その他被害の状況に関する事項、つなぎ資金の貸付けの希望の有無等を記入した「事故発生等通知書」を作成し、全国連合会に通知ください。
- ②発生した事故に関する保険事故防止の取組内容の根拠となる書類(農作業日誌等)を、全国連合会がいつでも閲覧できるように保存いただきます。
- ③つなぎ資金の貸付けの対象者は、被保険者のうち、保険金等の支払が見込まれる者(やむを得ない事由がある場合を除き、保険料及び事務費の全額を支払っているものに限ります。)です。
 - つなぎ資金の貸付けは、保険期間中に1回限りです。
 - 貸付けは無利子で行います。
 - 自然災害等による数量減少の程度が50%を超える場合に対象となります(価格低下による収入減少は含みません)。
 - つなぎ資金の償還は次に掲げる方法により行います。
 - (1)貸付額が保険金等の額を下回る場合
保険金等の支払の際に、被保険者に支払うべき保険金等の額から貸付額を差し引きます。
 - (2)貸付額が保険金等の額を上回る場合
被保険者は、貸付額から保険金等の額を差し引いた不足金を、税申告の期限から3か月を経過する日の属する月の末日までに償還いただきます。
 - 次の場合には、全国連合会は被保険者に対し貸付金額の返還を請求します。
 - (1)被保険者が虚偽の申請又は不正の手段により貸付けを受けたと認められた場合。
 - (2)保険契約が失効、取消、無効又は解除となった場合。なお、積立方式のみが解除となった場合は、貸付金のうち積立方式に相当する金額を返還するよう請求します。

2 その他遵守事項

注意喚
起情報

その他の遵守事項は以下の通りです。

- a.保険期間中に次に掲げる帳簿を作成し、それぞれ定める事項の記録と保存が必要です。
 - 農作業日誌
保険期間の営農計画における対象農産物等の種類ごとに、作付け、施肥、防除、収穫等(畜産物の場合は、種付け、分娩、素畜の導入、給餌、投薬、出荷等)の作業の年月日、内容
 - 事業消費帳簿
対象農産物等を事業消費した年月日、数量、用途等
 - 販売帳簿
税法に基づき記録すべき事項(販売金額、数量等)
- b.全国連合会から、保険事故の発生の防止又は保険事故の認定のための調査及び収入保険の実施に関して必要な資料の要求があった場合は、協力していただきます。

3 解除されるとき

契約
概要

注意喚
起情報

ご契約を解除される場合は、共済組合等を通じて全国連合会までご連絡いただき、書面での手続きが必要です。

- 積立金の返還請求権(加入者負担分)及び特約補てん金請求権(加入者分)に質権が設定されている場合は、質権者の書面による同意を得た後でなければ、解除できません。
- 書面での手続きにより保険契約または積立方式が解除された場合、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。また、保険始期日の前日までに解除された場合を除き、全国連合会は既に支払われた保険料及び事務費は返還せず、被保険者にはまだ支払っていない保険料及び事務費をお支払いいただきます。

IV その他にご留意いただきたいこと

1 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

契約
概要

注意喚
起情報

- 全国連合会は、次に掲げる場合は、被保険者に対する書面等による通知をもって、保険契約を解除することができます。

(1) 通知義務違反

全国連合会が、農業収入金額の減少の可能性に関する重要な事項として、加入申請又は営農計画の変更の際に通知を求めた事項について、被保険者が、故意又は重大な過失により通知せず、又は不実の通知をした場合。

(2) 重大事由

- ①被保険者が、全国連合会に保険金等の支払を行わせることを目的として農業収入金額の減少を生じさせ、又は生じさせようとした場合。
- ②被保険者が、保険金等の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合。
- ③被保険者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合。
- ④上記①から③に掲げるもののほか、被保険者に対する信頼を損ない、当該保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合。

(3) 保険料、積立金又は事務費の不払

被保険者が、正当な理由なく保険料(分割支払を選択している場合は、第1回目の分割保険料)・積立金・事務費の支払、又は積立金・事務費の増額分の支払を遅滞した場合。ただし、積立金のみ不払の場合は、積立方式のみが解除されます。

(4) 事業年度又は連結事業年度の変更

当該保険期間に係る事業年度又は連結事業年度が1年未満とされた場合又は1年を超えることとされた場合。

2 その他契約締結に関するご注意事項

- 農業共済組合等は、加入申請者と全国連合会の保険契約締結の媒介を行う者であって、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、加入申請者からの保険契約のお申込みに対して全国連合会が承諾したときに有効に成立します。

事故のご連絡・契約内容等のご相談は、お近くの加入
手続を行った農業共済組合等へ

全国農業共済組合連合会

東京都千代田区一番町19番地 〒102-0082

<http://www.nosai-zenkokuren.or.jp/>

全国農業共済組合連合会のホームページでは、事業
規程を含め収入保険に関する様々な情報を掲載して
おります。是非ご利用ください。